

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00046 <u>沿革 平成29年9月8日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00046</p>	
<p>(定義)</p> <p>第1条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法(昭和25年法律第67号)及び貿易代金貸付(貸付金債権等)保険約款(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002。以下「約款(貸付金債権等)」という。)又は貿易代金貸付(保証債務)保険約款(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003。以下「約款(保証債務)」という。)によるもののほか、特に定義されている場合を除き以下のとおりとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 「貸付契約等」とは、貿易代金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者が締結する貸付契約<u>若しくは借入契約</u>又は債券の発行条件を規定する契約等をいう。</p> <p>七～十一 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法(昭和25年法律第67号)及び貿易代金貸付(貸付金債権等)保険約款(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002。以下「約款(貸付金債権等)」という。)又は貿易代金貸付(保証債務)保険約款(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00003。以下「約款(保証債務)」という。)によるもののほか、特に定義されている場合を除き以下のとおりとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 「貸付契約等」とは、貿易代金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者が締結する貸付契約<u>等</u>又は債券の発行条件を規定する契約等をいう。</p> <p>七～十一 (略)</p>	
<p>第2条 (略)</p>	<p>第2条 (略)</p>	
<p>(てん補事由)</p> <p>第3条 約款(貸付金債権等)第3条又は約款(保証債務)第3条に規定するてん補危険については、同条に規定する被保険者の損失が、貸付契約等以外の契約上の他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる<u>事由</u>によって発生した場合においては、特約で別の定めを置く場合を除き、当該他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる事由の原因を問わず、当該損失の発生は信用事由によるものとする。</p>	<p>(てん補事由)</p> <p>第3条 約款(貸付金債権等)第3条又は約款(保証債務)第3条に規定するてん補危険については、同条に規定する被保険者の損失が、貸付契約等以外の契約上の他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる<u>理由</u>によって発生した場合においては、特約で別の定めを置く場合を除き、当該他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる事由の原因を問わず、当該損失の発生は信用事由によるものとする。</p>	
<p>第4条～第10条 (略)</p>	<p>第4条～第10条 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>(確定通知による内容変更のみなし承認)</p> <p>第11条 <u>貿易代金貸付保険手続細則(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00037。以下「手続細則」という。)</u> 第7条に規定する通知書(以下「確定通知書」という。)を提出する貿易代金貸付又は保証債務の負担にあっては、貸付契約等に係る貸付若しくは債券等の取得の予定時期の変更、<u>貸付金等若しくは保証債務の負担の額の減額又は貸付契約等に係る利子の元本への組み入れによる元本の増額を行う場合は、原則として、手続細則第3条に規定する重大な内容変更等の通知は要せず、当該確定通知書の提出をもっててん補の対象となるものとする。</u></p>	<p>(確定通知による内容変更のみなし承認)</p> <p>第11条 <u>約款(貸付金債権等)第12条又は約款(保証債務)第12条に規定する通知書(以下「確定通知書」という。)</u>を提出する貿易代金貸付又は保証債務の負担にあっては、<u>原則として、貸付契約等に係る貸付若しくは債券等の取得の予定時期の変更又は貸付金等若しくは保証債務の負担の額の減額若しくは5%未満(貿易代金貸付保険包括保険(2年以上)特約書(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00027)が適用される案件にあっては、5%未満若しくは当該特約書の対象となる契約金額未満)の増額を行う場合は、約款(貸付金債権等)第20条又は約款(保証債務)第19条に規定する内容変更の承認申請は要せず、当該確定通知書の提出をもっててん補の対象となるものとする。</u></p>	
<p>第12条～第15条 (略)</p>	<p>第12条～第15条 (略)</p>	
<p>(期限の利益の喪失にかかる取扱い)</p> <p>第16条 <u>貸付契約等において、貿易代金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者が貿易代金貸付金債権等又は借入金等に係る期限の利益を喪失した場合(以下「期限の利益の喪失発生」という。)</u>であって、<u>当該期限の利益の喪失発生時点において償還金額及び償還期限が確定していないときは、保険契約上は当該期限の利益の喪失発生を以て償還金額及び償還期限が確定したものとして取扱うこととし、被保険者は約款(貸付金債権等)第12条又は約款(保証債務)第12条に基づき確定通知書を提出する。この場合、償還期限については当該期限の利益の喪失発生直前時点の予定償還期限(以下本条及び第19条において「原償還期限」という。)</u>とし、<u>償還金額については実際の貸付実行額を原償還期限ごとの償還割合に基づき算出した額を通知するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の期限の利益の喪失発生の場合、約款(貸付金債権等)第3条に規定する日本貿易保険のてん補責任は、原償還期限に基づき発生するものとする。ただし、約款(貸付金債権等)第27条第2項の規定により日本貿易保険の確認があったときは、この限りでない。</u></p>	<p>(償還期限確定前のてん補事由発生における損失額)</p> <p>第16条 <u>償還金額及び償還期限が確定する前に約款(貸付金債権等)第3条又は約款(保証債務)第3条各号のいずれかに該当する事由が発生した場合における損失の発生については、保険契約の締結時に予定した償還金額及び償還期限に基づき確定する。ただし、約款(貸付金債権等)第27条第2項の規定により日本貿易保険の確認があったときは、この限りでない。</u></p>	
<p>第17条～第18条 (略)</p>	<p>第17条～第18条 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>(事故発生日及び事故確定日)</p> <p>第19条 約款(貸付金債権等)第3条のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <p>一 約款(貸付金債権等)第3条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由による場合は、貸付契約等で定める償還期限(ただし、<u>第16条第2項に規定する場合にあっては、原償還期限とする。以下次号において同じ。</u>)を事故発生日及び事故確定日とする。</p> <p>二 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(事故発生日及び事故確定日)</p> <p>第19条 約款(貸付金債権等)第3条のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <p>一 約款(貸付金債権等)第3条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由による場合は、貸付契約等で定める償還期限を事故発生日及び事故確定日とする。</p> <p>二 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	
<p>第20条～第22条 (略)</p> <p><u>附 則</u> この改正は、平成29年10月2日から実施する。</p>	<p>第20条～第22条 (略)</p>	